

長浜市業務継続計画

(B C P)

(地震災害編)

平成29年7月

長浜市

目次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方	1
1. 業務継続計画(地震災害編)策定の目的	1
2. 業務継続計画の基本方針	1
(1) 職員の防災意識の向上と防災対策の推進	1
(2) 応急対策業務	1
(3) 優先通常業務の継続および早期再開	1
(4) 人員および庁舎の確保	1
(5) 非常時優先業務以外の業務の停止または縮小	1
(6) 継続的な改善への取り組み	1
3. 業務継続計画の概要	2
(1) 業務継続計画とは	2
(2) 非常時優先業務とは	2
(3) 業務継続計画の効果	3
(4) 業務継続計画と地域防災計画の関係	4
第2章 前提とする地震の被害想定	5
1. 前提とする地震・被害想定	5
2. 想定する被害のイメージ	7
第3章 業務継続のための執行体制の整備	8
1. 業務執行体制の整備	8
2. 大規模地震災害発生時における時系列の災害応急対策活動	9
3. 指揮命令系統の確立	10
(1) 災害対策本部等での代行	10
(2) 各部および各課(局・室)での代行	10
4. 大規模地震災害時における参集および体制	11
(1) 震度別の参集体制	11
(2) 緊急初動体制	12
(3) 職員の参集予測	12

第4章 業務継続のための執行環境の整備	13
1. 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	13
2. 電気、水、食料等の確保	13
(1) 非常用発電機と燃料の確保	13
(2) 水、食料等の備蓄	14
3. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	14
(1) 防災無線	14
(2) 災害時優先電話	14
(3) 停電直通用電話	14
4. 重要な行政データのバックアップ	15
第5章 計画の対象とする非常時優先業務	16
1. 非常時優先業務の選定	16
(1) 応急対策業務	16
(2) 優先通常業務	16
2. 非常時優先業務の実施方針	16
3. 非常時優先業務選定の基準	18
4. 非常時優先業務の選定結果	19
第6章 継続的な改善への取り組み	20
1. 教育・訓練	20
2. 計画の点検・見直し	20
第7章 非常時優先業務一覧	21
1. 各部局・課における非常時優先業務	21

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1. 業務継続計画(地震災害編)策定の目的

地震等大規模災害が発生した際の緊急時において、市民の生命や生活を守るために、地域防災計画に定める応急対策業務と、大規模災害時においても優先度が高く継続して行う通常業務に対応する必要がある。

大規模災害時は、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等の制約を受けることから、利用できる限られた資源の状況下において、行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に優先すべき業務の特定を行い、行政機能の低下期間・時間を最小限とし、行政の機能不全を防ぎ、市民の生命、生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応を図り、防災対策の推進を行うため、長浜市業務継続計画(地震災害編)を策定する。

2. 業務継続計画の基本方針

(1) 職員の防災意識の向上と防災対策の推進

災害時であってもスムーズに応急業務等に対応できるよう、職員の防災意識の向上および防災対策の推進を図る。

(2) 応急対策業務

地震による被害を最小限にとどめるため、長浜市地域防災計画に定められた災害応急対策活動を効率的に遂行する。

(3) 優先通常業務の継続および早期再開

市の業務が中断することによる市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時においても中断が許されない通常業務の継続および早期再開に努める。

(4) 人員および庁舎の確保

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保および庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。

(5) 非常時優先業務以外の業務の停止または縮小

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に停止または縮小する。

(6) 継続的な改善への取り組み

訓練等を通じて問題点や課題点を把握し、継続的に是正すべきところを改善していく。

3. 業務継続計画の概要

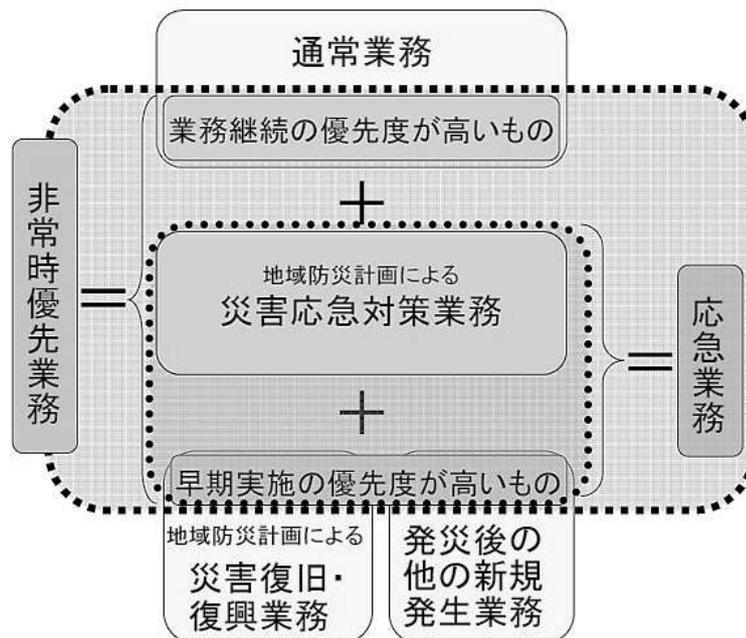
(1) 業務継続計画とは

業務継続計画(BCP「Business Continuity Plan」)とは、職員や庁舎、資機材、情報およびライフライン等の利用できる資源に制約がある場合であっても、地域防災計画に定められた災害対応などの応急業務や市民生活に重大な影響をもたらす行政サービスなどの優先度の高い通常業務(以下「非常時優先業務」という。)を特定したうえで、その優先順位を定めるとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保、配分やそのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等の必要な措置を講じることにより、災害が発生した場合でも、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、地域防災計画における応急対策業務を基本とし、市民の生命と生活の復旧のために優先して行う必要がある災害復旧・復興業務および通常業務のうち継続して行うべき業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に停止または縮小する。



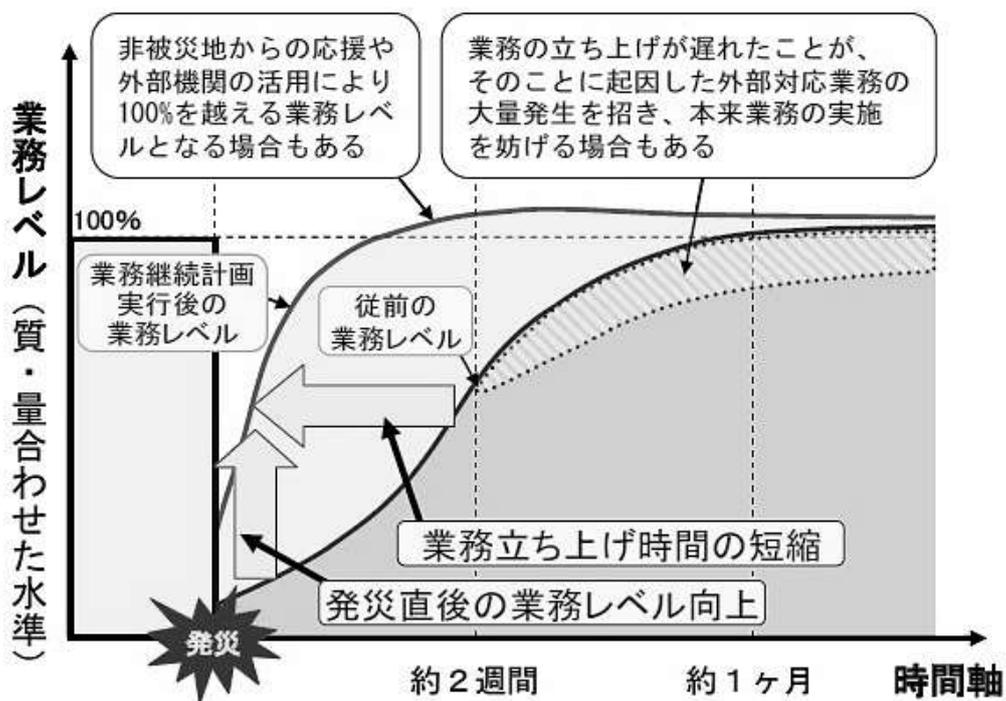
出典:「地震災害時における地方公共団体の業務継続計画の手引きとその解説」第1版【解説】(内閣府 H22.4)

(3)業務継続計画の効果

業務継続計画を策定することによって、発災直後からの非常に短い時間の間に対応が必要となる膨大な応急業務に対し、様々な資源等の制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとに必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ期間・時間の短縮や、発災直後の業務レベル向上の効果が得られ、高いレベルでの業務継続を行えることが可能となる。

また、行政も被災する深刻な事態を考慮した非常時優先業務の執行体制や手順の明確化が図れるとなる。

加えて非常時優先業務の執行に必要な資源を明確化することにより資源確保による業務の早期実施が図れる。



出典:「地震災害時における地方公共団体の業務継続計画の手引きとその解説」第1版【解説】(内閣府 H22.4)

(4)業務継続計画と地域防災計画の関係

地域防災計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第2条に規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体および財産を守るため、市域に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧・復興について実施すべき項目が定められた総合的かつ基本的な計画であるが、この地域防災計画では職員の被災や庁舎の停電等の行政の被災は想定されていない。

一方、業務継続計画は、行政の被災を想定し、発災後1か月以内に実施すべき応急対策業務や早期実施の災害復旧・復興業務、災害時でも実施しなければならない優先度の高い通常業務を特定し、災害発生時でも適切な業務執行を行う目的の計画で、上位計画である「長浜市地域防災計画」の実効性を高め、補完する計画である。

地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画(BCP)
計画の趣旨	・発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	・発災時の人、物資、機材等の資源の制約下において、非常時優先業務を目標とする時間・期間までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
行政の被災	・行政の被災は、特に想定する必要がない。	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務(予防業務、応急業務、復旧・復興業務)を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする。 (応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。)
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は定める必要はない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
業務に従事する職員の飲料水・食事等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食事・トイレ等の確保に関し記載する必要はない。	・業務に従事する職員の飲料水・食事・トイレ等の確保について検討のうえ記載する。

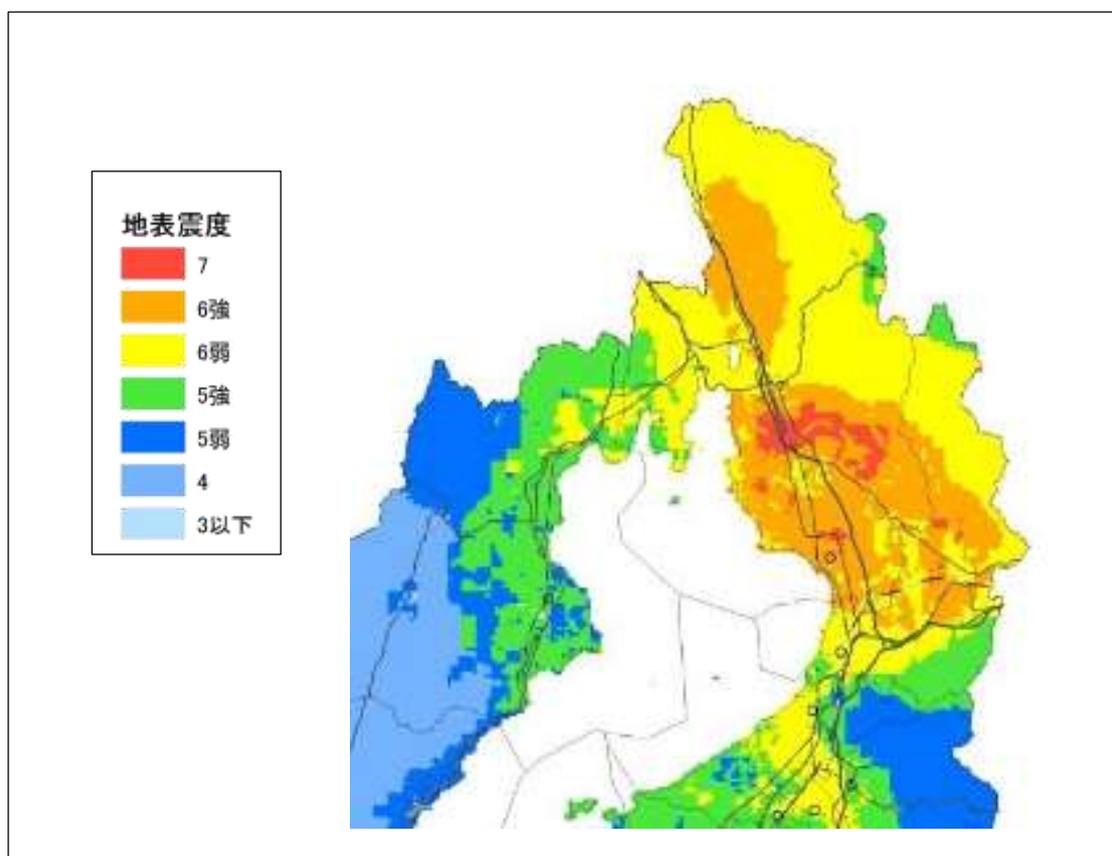
第2章 前提とする地震の被害想定

1. 前提とする地震・被害想定

本計画の策定に当たっては、本市にもっとも大きな被害を及ぼすとされる「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」を前提とする。

なお、この地震による被害想定は、平成26年3月に滋賀県が公表した「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」の揺れにより想定された被害とする。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震



柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震による被害想定

項 目		柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震		
市内の想定最大震度		7		
建物 被害	全壊棟数(棟) ※1		8,751	
	半壊棟数(棟) ※1		16,704	
	全焼 棟数 ※2	夏 正午	10	
		冬 夕方	508	
		冬 深夜	0	
	全焼・全壊棟数 合計 ※2	夏 正午	8,761	
		冬 夕方	9,259	
冬 深夜		8,754		
人的 被害 ※1	死者数 (人)	夏 正午	318	
		冬 夕方	406	
		冬 深夜	497	
	負傷者 (人)	夏 正午	2,608	
		冬 夕方	3,386	
		冬 深夜	4,120	
ライフライン 機能支障	電力供給施設: 停電軒数 ※3	停電 口数	地震直後	87,562
			1日後	53,306
			2日後	32,809
			3日後	20,257
			1週間後	24
	上水道施設: 断水人口	断水 人口	地震直後	108,341
			1日後	107,359
			2日後	105,535
			3日後	103,160
			1週間後	90,575
			1ヶ月後	25,758
			2ヶ月後	3,266
			3ヶ月後	355
	避難者	避難者生活者数 (人)	1日後	17,569
3日後			21,184	
1週間後			25,963	
1か月後			7,833	

※1:住家は、戸数を棟数として算定。

※2:風速は、すべて 8m/sec。

※3:電力供給契約軒数の停電軒数であり世帯数ではない。

2. 想定する被害のイメージ

本計画で想定する地震被害のイメージは、下表のとおり。

項目	想定(仮定)被害等
震度	・市域の最大震度は「7」とする。
建物被害・火災	・建物被害(市域全体) 全壊 8,751棟 半壊 16,704棟 ・市役所庁舎が使用不能となるような被害は発生しないが、キャビネットおよびロッカーの転倒や書籍等の散乱により、片付け等に4時間程度必要と仮定する。
交通機能支障	【道路】 ・倒壊建物やブロック塀等道路沿いの建物や構造物の散乱等により、震度6弱以上の地域では交通支障が発生すると想定する。 ・橋梁、盛土、切土、斜面の被害による交通支障が発生すると想定する。 ・国道・県道では、発災後ただちに交通規制が実施され、主要道路は4日後を目途に道路の応急復旧が開始され、う回路の設定が行われると想定する。 【鉄道】 ・JR北陸線で複数箇所の被害発生を想定する。なお、被害箇所の調査、点検作業の後、応急復旧が開始され3日目に復旧すると仮定する。
ライフライン支障	【電力】 ・停電(市内全域)9割(約37,800軒) 2時間後を目途に復旧作業が開始され、全ての復旧に7日かかると仮定する。 【上水道】 ・断水(市内全域)38,693世帯 復旧を行うも1か月後でも9,200世帯で断水、2か月後で1,300世帯断水、3か月後で概ね復旧すると仮定する。
避難所の開設	・避難者数 25,963人 ほぼすべての指定避難所を開設すると仮定する。

第3章 業務継続のための執行体制の整備

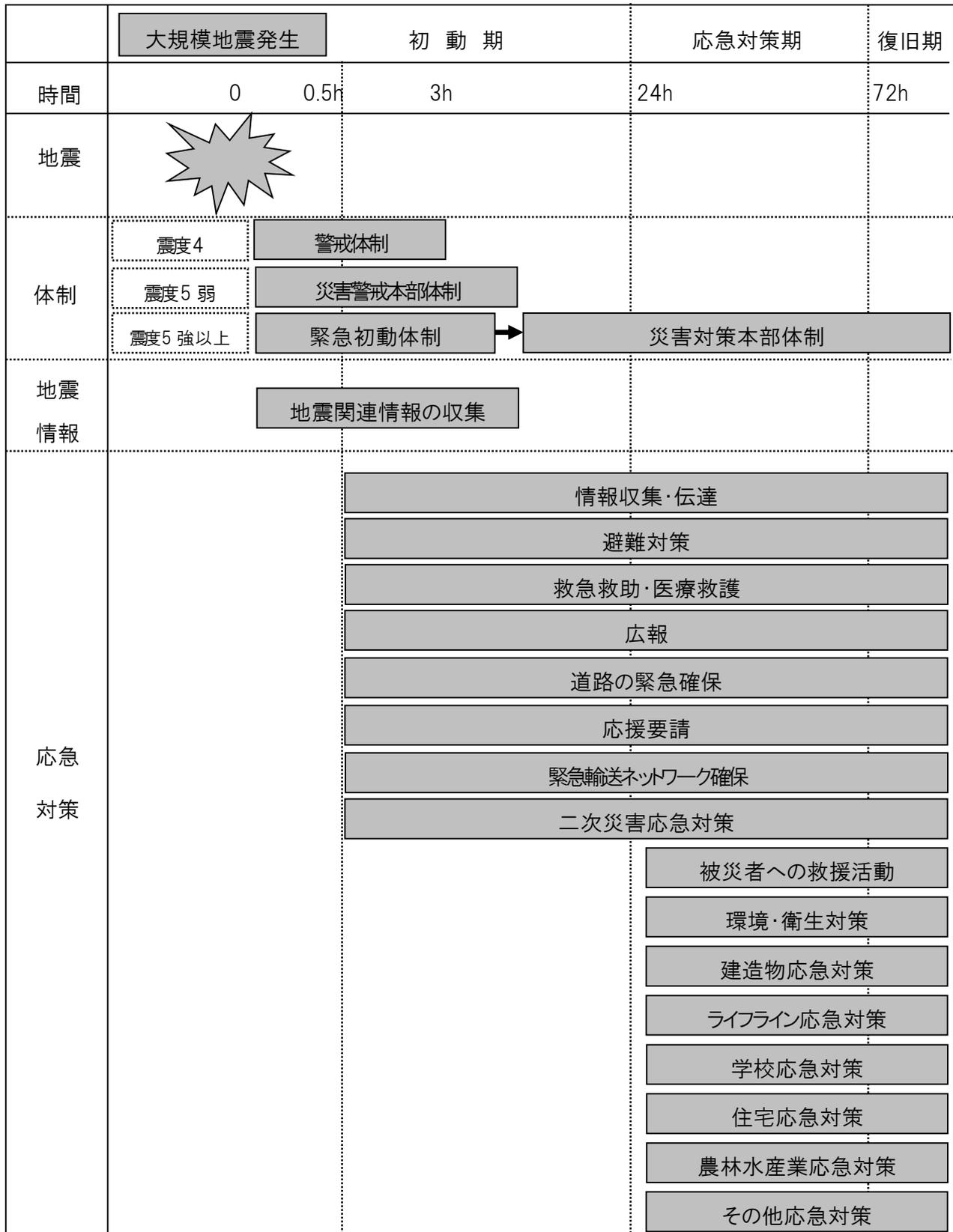
1. 業務執行体制の整備

長浜市地域防災計画において、市域で震度4以上の地震が発生した場合、震度区分に応じ定めている体制および配備決定者は次のとおりである。

配備体制	市域の震度	配備決定者	指揮者
警戒体制	4	防災危機管理監	防災危機管理監
災害警戒本部体制	5弱	副市長	副市長
災害対策本部体制	5強以上	市長	市長
緊急初動体制	5強以上	災害対策本部が設置されるまでの間 (原則災害発生後当面の体制)	防災危機管理監

2. 大規模地震災害発生時における時系列の災害応急対策活動

大規模地震災害発生時における災害応急活動は以下のフローに準じ実施する。



3. 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部等での代行

災害対策本部においては、本部長である市長が統括する。ただし、市長が出張等のため不在やその他の理由のため、本部長となることができない場合、および、災害警戒本部体制において、本部長である副市長が不在の場合は、次の順で本部長代行を勤める。

災害対策本部(本部長:市長)

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	防災危機管理監
第4順位	総務部長
第5順位	総合政策部長

災害警戒本部(本部長:副市長)

第1順位	教育長
第2順位	防災危機管理監
第3順位	総務部長
第4順位	総合政策部長

(2) 各部および各課(局・室)での代行

非常時優先業務を遂行するにあたり、責任者が不在の場合であっても適切な意思決定が迅速に行われるよう、各部、各課(局・室)において職務を代理するものを定めておく必要がある。

各部、各課(局・室)においての職務を代理するものは、概ね次のとおりとし、それぞれにおいてあらかじめ定めるものとする。

ア) 部長が不在の場合

各部の次長が代行するとするが、次長級および課長級を複数指定し、代行順位を定めることが望ましい。

イ) 次長および課長が不在の場合

参事級または副参事級・主幹級が代行するとするが、参事級および副参事級・主幹級を複数指定し、代行順を定めることが望ましい。

4. 大規模地震災害時における参集および体制

(1) 震度別の参集体制

震度別による参集は自主的に行われるものとするが、補助的に一斉庁内放送、行政情報ネットワーク、職員参集メール、電話等で参集連絡を行う。また、勤務時間外での参集も同様であるが、各部局であらかじめ定めた緊急連絡網の活用も行う。

震度別の参集体制（地域防災計画 第3章 第2節に定める体制）

配備体制	配備基準	参集職員	参集場所
警戒体制	震度4 または 防災危機管理 監が必要と認 めたとき	防災危機管理監・防災兼務局員・関係 課職員	災害対策作戦室・事務局室
		副防災危機管理監・北部振興局職員	振興局会議室
		各支所長・支所職員	支所会議室
災害警戒本 部体制	震度5弱 または副市長 が必要と認め たとき	副市長・教育長・防災危機管理監	災害対策本部室
		各部局長等本部員	災害対策本部室
		関係課職員	災害対策作戦室・事務局室
		副防災危機管理監・北部振興局職員	振興局会議室
		支所長	支所会議室
		支所職員	支所会議室
		施設管理者	各施設
		初動班	災害対策作戦室・事務局室
		避難所班・地域拠点班	避難所・まちづくりセンター
		その他の職員	自宅待機
災害対策 本部体制	震度5強以上 または市長が 必要と認め たとき	市長・副市長・教育長・防災危機管理監	災害対策本部室
		各部局長等本部員	災害対策本部室
		本庁全職員	災害対策作戦室・事務局室
		副防災危機管理監・北部振興局全職員	振興局会議室
		支所長	支所会議室
		支所全職員	支所会議室
		各施設職員	各施設
		初動班	災害対策作戦室・事務局室
		避難所班・地域拠点班	避難所・まちづくりセンター

(2)緊急初動体制

休日等勤務時間外に、市域に震度5強以上の地震が発生した直後においては、災害対策本部体制と同じ部からなる緊急初動体制を敷く。

ただし、この体制は災害発生後当面の体制とし、体制が整い次第通常の災害対策本部体制に移行する。

なお、地震災害は突発的に発生するため、震度5弱以上の地震が発生した場合は、迅速に応急活動体制を確立するため、居住地から本部や避難所、地域拠点のまちづくりセンターへ急行できる職員の中から「初動班」「避難所班」「地域拠点班」をあらかじめ指定する。

(3)職員の参集予測

発災後の人的資源の確保として、職員の参集状況を把握するため、以下の条件により試算した。

- 対象職員：本庁及び北部振興局に勤務する正規職員
ただし、災害対策本部員、防災危機管理局兼務職員、初動班、避難所班、地域拠点班員を除く
- 参集距離：自宅から勤務地までの直線距離を用いる
- 時間区分：3時間以内、6時間以内、12時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、1か月以内とする
- 参集手段：徒歩、自転車、バイクとする
- 参集率：自宅を出るまで30分かかるものとし、20%は自身や家族の被災等により参集できないことを想定して算出する（対象1,105人）

	～3時間	～6時間	～12時間	～24時間	～3日	～1週間	～1か月
参集人数 (率)	534人 (48.3%)	711人 (64.3%)	747人 (67.6%)	755人 (68.3%)	760人 (68.8%)	764人 (69.1%)	884人 (80.0%)

第4章 業務継続のための執行環境の整備

1. 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

災害対策本部の設置場所は、市地域防災計画により本庁舎災害対策本部室と定められている。本庁舎については、平成 26 年 12 月に竣工し震度 6 強の地震にも耐えられる制振構造となっていることから、庁舎の一部には被害が出る可能性はあるが、倒壊して使用できないような状態になることはないとする。

また、庁舎のライフラインが途絶えた場合でも様々なインフラ設備のバックアップ機能が備わっているため、発災直後から使用することが可能であるとする。

万が一、本庁舎が使用不能となった時は、浅井支所もしくは北部振興局に災害対策本部を設ける。

2. 電気、水、食料等の確保

停電となる事態を想定し、非常用発電機とその燃料について必要量を検討し、確保しておく。職員の食料については、基本的に参集時に各自持参するものとする。

(1) 非常用発電機と燃料の確保

自家発電装置	設置場所	西館 2 階屋上
	燃料	軽油
	持続時間	72 時間
	発電容量	750KVA
	エンジン形式	ガスタービン
	現状と対策	停電時約 30 秒以内に自家発電装置の電力供給に自動で切り替わる。全ての電気設備(空調設備等の動力系統及び照明、コンセント設備の電灯系統)が対象であり、中央管理室の制御システムにより、各分電盤で不要な電源を切断し自家発電の電力消費を抑制可能。 長時間の停電に対応するため、不要な電源を把握し、迅速に対応できるよう整理を進める。
ガス	ガス会社が臨時で用意する移動式ガス発生装置を接続できる仮設供給用接続バルブをメイン配管に設置	

(2)水、食料等の備蓄

水	備蓄なし 上水は可搬式浄水器により井水を供給(容量約 700 人/日)
食料	備蓄なし
仮設トイレ	マンホールトイレ 1 箇所:10 基(内 2 基は車椅子対応テント) 緊急排水槽あり(7 日分) 最大容量 112 m ³ (60kg/人日×250 人×7 日=105t)
消耗品等	コピー用紙、浄水器用フィルター

3. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害時に使用可能な通信機器の種類を把握し、業務の遂行に必要なとなる量を確保する。

(1)防災無線

移動系

無線方式	デジタル方式
基地局	1 局
中継局	6 局
携帯型	187 台
半固定型	105 台
車携帯型	89 台

同報系

無線方式	デジタル方式	アナログ方式
親局	2 局	6 局
中継局・再送信子局	2 局	4 局
子局	192 局	130 局

(2)災害時優先電話

災害対策作戦室 12台:5回線 (10台同時着信可能)

(3)停電直通用電話

総務課 5台:代表番号1回線 (5台同時着信可能)

4. 重要な行政データのバックアップ

平成 28 年 3 月に、災害時における初動業務の開始が即時に行えるように、重要システム・インフラ等の被災を最小限にとどめるとともに、速やかに復旧することを目的とする「長浜市ICT部門の業務継続計画」が策定されている。

長浜市における重要情報の保管及びバックアップの状況は下記のとおりとなっており、住民情報システムは月次、その他は日次の頻度でバックアップが行われている。

システム名	対象業務	主管部門	サーバ 設置場所	バックアップ 保管場所
住民情報システム	住民系全般	情報システム担当	本庁舎3階	ディスク内・庁舎内・遠隔地
戸籍システム	戸籍	市民課担当	本庁舎3階	ディスク内・遠隔地
基幹系ファイルサーバ	全業務	情報システム担当	本庁舎3階	ディスク内・遠隔地
情報系ファイルサーバ	全業務	情報システム担当	本庁舎3階	ディスク内・遠隔地
ドメイン管理	ネットワーク	情報システム担当	本庁舎3階	ディスク内・遠隔地
GW, メール	コミュニケーション	情報システム担当	本庁舎3階	ディスク内・遠隔地
Web, CMS	Web	情報システム担当	データセンター	ディスク内・データセンター内

第5章 計画の対象とする非常時優先業務

1. 非常時優先業務の選定

市は、地震発生後直ちに災害対策本部を設置し、市民の生命財産を守るために地域防災計画に定めている応急対策業務を早急に実施しなければならない。一方、大規模災害が発生した場合においても、行政機能低下の時間・期間を最小限とし行政が機能不全とならないよう、必要となる通常業務の継続または早期回復も重要な課題である。

このため、応急対策業務と通常業務について、その緊急性と重要性を評価したうえで災害時に優先的に行わなければならない、次に示す(1)応急対策業務および(2)優先通常業務を「非常時優先業務」と位置付ける。

(1) 応急対策業務

長浜市地域防災計画に定める災害対策本部の所掌事務を「応急対策業務」とする。

(2) 優先通常業務

事務分掌で定める各課(局・室)の通常業務のうち、災害時であっても市民の生命・生活・財産ならびに社会経済活動を守るや、市役所の基幹的な組織機能、オフィス機能を維持する観点から評価をし、業務継続の優先度が高い通常業務を「優先通常業務」とする。

2. 非常時優先業務の実施方針

1 市民の生命を守る業務を最優先で実施する

発災直後の職員や資機材等の資源が不足する状況において、発生する災害対応の業務量は膨大となり、発災直後に全ての災害応急業務を一斉に開始することは困難となることから、救命救急活動や避難所開設等の市民の生命・生活にかかわる業務を最優先で実施する。

なお、生活相談窓口の設置や罹災証明発行等の生活再建支援業務は、その後において順次実施する。

2 ライフライン維持のための業務は災害時でも継続する

市民生活に直結するライフラインは、その機能維持または早期復旧に努める。

また、被災後、市民が事業の再開に向けて速やかに復旧業務等を進めるには、学校や幼保施設等の環境整備も重要である。このような復旧に向けた市民活動と綿密な関係にある公共施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極めながら、学校等の教育環境の早期復旧と再開を目指す。

3 通常業務については可能な限り停止または縮小する

発災直後に生じる膨大な災害対応を迅速かつ的確に実施するため、通常業務については、優先度に応じ停止または縮小する。また、イベント、会議等は原則として中止・延期する。

その他、市の公共施設は、避難所等の応急対策業務として使用する場合以外の一般利用は休止する。

4 業務遂行に必要な必要資源は、選択と集中による配分を行う

災害時には資源調達が制約されるため、非常時優先業務を行う上で必要となる燃料や公用車等の資源について、各部局が要求する数量の調達ができないことが想定される。そのことから、非常時優先業務の中でも特に重要な前記(1)市民の命を守る業務や(2)ライフライン維持のための業務を優先するとし効果的に配分する。

3. 非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務選定基準および業務開始目標時間の考え方

業務	業務開始 目標時間	選定基準	想定される業務 (□: 応急業務、■ 通常業務)
非常時優先業務	発災～ 3時間 以内	○発災後3時間以内に業務に着手しないと、市民生命や生活、地域社会に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講じることが必要な業務	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 災害現状の把握
	3時間～ 24時間 以内	○発災後、遅くとも24時間以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務 ○市民生命・身体を守るための初動体制の確立、市役所機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務	<input type="checkbox"/> 救急・救出活動 <input type="checkbox"/> 通信機器の復旧 <input type="checkbox"/> 避難所の開設 <input type="checkbox"/> 職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 市民への災害広報 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 協定締結団体への応援要請 <input checked="" type="checkbox"/> 埋火葬手続き <input checked="" type="checkbox"/> 所管施設の安全確認
	24時間～ 3日 以内	○発災後、遅くとも3日以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務	<input type="checkbox"/> 福祉避難所の開設 <input type="checkbox"/> 市下水道施設等の応急復旧 <input type="checkbox"/> 災害ごみの収集 <input type="checkbox"/> 被災地の消毒等衛生管理業務 <input type="checkbox"/> 建築物の応急危険度判定 <input type="checkbox"/> 物資集配拠点の設置運営 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭ごみの収集 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票、戸籍等の受付・交付
	3日～ 1週間 以内	○発災後、遅くとも1週間以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務 ○被災者の通常生活復帰に係る業務 ○非常時優先業務以外で優先度が比較的高い通常業務	<input type="checkbox"/> 支援物資の受付・管理・配分 <input type="checkbox"/> 二次災害の防止措置 <input type="checkbox"/> 市民相談窓口の措置 <input type="checkbox"/> り災証明の受付・発行 <input type="checkbox"/> 避難所開設期間等に関する協議 <input checked="" type="checkbox"/> 保健福祉に関する重要業務 <input checked="" type="checkbox"/> 諸証明の交付 <input checked="" type="checkbox"/> 学校、保育園の再開検討
	1週間～ 1か月 以内	○発災後、遅くとも1か月以内に着手することで、市民生活や地域社会に直ちに影響はないと見込まれる業務 ○事業開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務	<input type="checkbox"/> 生活再建支援業務 <input type="checkbox"/> 企業への災害融資関連業務 <input type="checkbox"/> 災害弔慰金、義援金等の配分 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の建設 <input checked="" type="checkbox"/> 支所等における業務等の拡大
その他の業務	1か月～	○発災後、1か月以上実施しなくても市民生活や地域社会に直ちに影響がないと見込まれる業務	<input checked="" type="checkbox"/> 市民生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務

4. 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の選定基準により選定した結果は次の通りである。

開始時間		非常時優先業務		
		応急対策業務	優先通常業務	合計
発災～3時間以内	発災後3時間以内に業務に着手しないと、市民生命や生活、地域社会に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講じることが必要な業務	85	28	113
3時間～6時間以内	発災後、遅くとも6時間以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務	43	7	50
6時間～12時間以内	発災後、遅くとも12時間以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務	48	9	57
12時間～24時間以内	発災後、遅くとも24時間以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務	48	17	65
24時間～3日以内	発災後、遅くとも3日以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務	37	76	113
3日～1週間以内	発災後、遅くとも1週間以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務	9	77	86
1週間～1か月以内	発災後、遅くとも1か月以内に着手することで、市民生活や地域社会に直ちに影響はないと見込まれる業務	19	132	151
非常時優先業務 合計		289	346	635

* 休止できる通常業務 621 業務

第6章 継続的な改善への取り組み

1. 教育・訓練

計画の実効性を確保するためには、職員一人ひとりが災害時の役割や人、物資、機材、施設等の資源制約の可能性等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できる対応能力を向上させていくことが求められる。

そのことから、業務継続計画の確立に向け、日頃より全庁的および各所属において、計画的に教育や訓練を実施し、職員個人および組織的な対応能力の向上を図っていく。

2. 計画の点検・見直し

本計画では、次の事項について適宜計画を点検・見直しし、訓練等を通じて問題点や課題を把握するなど、是正すべきところを改善していく。

- ・業務の優先度評価、業務開始目標時間の点検・見直し
- ・業務に必要な人員、資機材等の点検・見直し
- ・業務内容の点検・見直し

第7章 非常時優先業務一覧

1. 各部局・課における非常時優先業務

部	課	業務数
総務部	総務課	22
	人事課	5
	財政課	7
	財産活用室	0
	契約検査課	0
総合政策部	総合政策課	4
	秘書課	1
	市民広報課	4
	情報政策課	5
	行政経営改革課	2
市民協働部	市民活躍課	14
	生涯学習文化課	6
	産業文化交流拠点整備室	1
	スポーツ振興課	3
	歴史遺産課	8
	人権施策推進課	2
市民生活部	環境保全課	17
	保険医療課	11
	市民課	14
	税務課	17
	滞納整理課	1
健康福祉部	社会福祉課	26
	しょうがい福祉課	21
	子育て支援課	18
	健康推進課	24
	高齢福祉介護課	37

産業観光部	商工振興課	6
	小谷城SIC周辺新産業拠点整備室	0
	長浜駅周辺まちなか活性化室	4
	観光振興課	5
	農政課	4
	森林整備課	3
都市建設部	都市計画課	13
	道路河川課	16
	建築住宅課	9
	開発建築指導課	20
	下水道課	5
	技術監理室	2
防災危機管理局		35
	会計課	14
教育委員会	教育総務課	9
	教育改革推進室	1
	教育指導課	19
	すこやか教育推進課	9
	幼児課	27
北部振興局	地域振興課	42
	福祉生活課	58
	農林課	26
	建設課	14
	議会事務局	18
	公平委員会事務局	2
	監査委員事務局	1
	農業委員会事務局	1

長浜市業務継続計画（BCP）

地震災害編